

尾鷲市役所本庁舎等機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、尾鷲市役所本庁舎及び尾鷲市防災センター（以下、尾鷲市役所本庁舎等という。）の警備業務委託の概要を示すもので、本書に記載のない事項で、尾鷲市（以下「甲」という。）が必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受託者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1 履行場所（以下、警備対象物件という。）

- ・尾鷲市役所本庁舎（尾鷲市中央町 10-43）
- ・尾鷲市防災センター（尾鷲市中央町 10-57）

2 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3. 警備目的

警備対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同建物の円滑な運営に寄与することを目的とする。

4. 警備方法

機械警備システム

（異常感知装置、自動通報装置、防犯カメラ及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）

5. 警備業務

- ① 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- ② 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
- ③ 火災の早期発見
- ④ 盗難の早期発見と阻止
- ⑤ 警報機器類の正常動作確認、監視及び異常発報時の措置
- ⑥ 機械警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置、自動通報装置及び防犯カメラ（以下、警備用装置類という。）の点検操作
- ⑦ その他、不足の事態の防止と阻止
- ⑧ その他、警備委託者側の要望事項

6. 警備実施要領

- ① 警備用装置類は、発生した異常事態を受託者の監視センター（以下、監視センターという。）に自動的に通報する機能を有するものとする。
- ② 発生した異常事態が侵入盗難に関わる場合、その事態を阻止するために適切な措置を速やかに講じることを目的として、主たる異常感知装置は発生事態の詳細についての確かかつ迅速に監視センターに通報する。その手段として、警備用装置類は、発生した異常事態を感知した警報装置を特定できる機能を有するものとする。
- ③ 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を確かかつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受託者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、これを速やかに急行させるとともに、必要事項を支持するものとする。
- ④ 監視センターでは、上記②の警備機器類の機能に基づき、警備目的を達成する。
- ⑤ 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、予め届出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署へ通報すること。
- ⑥ 受託者の巡回警備員は、受託者の警備センターと連絡を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。
- ⑦ 警備対象物件に到着した受託者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受託者の監視センターにその状況を報告する。
- ⑧ 委託者は、警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行い、最終退出者は、警備対象物件の施錠確認を行い、警備システム「ON（＝警戒）」の状態にし退出する。これにより警備対象物件の機械警備を開始する。
- ⑨ 委託者の最先出勤者は、警備対象物件に入館時、警備システムを「OFF（＝解除）」の状態にして入館する。これにより警備対象物件の機械警備を終了する。

7. 警備仕様

- ① 使用する回線は、2重化しメイン回線が切断された場合でも、バックアップ回線にて通信できる機能を有するものとし、受託者側で用意するものとする。
- ② 委託者による機械警備システムの操作運用（機械警備のON（警戒）及びOFF（警戒解除）においては、容易な複製が不可能である専用のカードを利用するものとする。
- ③ 自動通報装置は、停電時に30分以上のバックアップ機能を有するものとする。
- ④ 主たる異常感知装置においては、異常発生状況を受付にて監視できる機能を有するものである。
- ⑤ 計画的な不法行為や犯罪行為を防止するため、警戒時において異常感知装置は、正常な監視を妨げる行為や設置位置を強制的に変更する行為等がなされた事を感じ取る機能を有する。又、それが正常な機械警備委託業務の妨げとならないよう、適時監視センターに通報する機能を有するものとする。
- ⑥ 盗難に関する異常が発生した場合にそれを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、警備機器類は、異常発生時場所の識別及び異常発生要因等の状況を、警備データにて監視センターへ通報できるものとする。
- ⑦ 機械警備システムは、双方向データ通信が一本の回線で行えるものを有するものとする。その目的は、警戒状態への移行操作を行うための専用カードを紛失した際等、この不正使用防止のためのデータ変更が速やかに実施できるためのものである。また、これらを実施した際の記録は保管でき、委託者の要請があった場合は速やかに報告を行えることとする。
- ⑧ 施設内及び来訪者等を記録するため防犯カメラを設置し、受付で映像の確認をできるようレコーダー・モニターを設置するものとする。
設置する防犯カメラ・レコーダー・モニターの仕様及び設置個所については、別紙「防犯カメラ・モニター仕様書」及び別紙位置図のとおりとする。なお、設置に際し問題がある場合は双方協議のうえ、場所を変更できるものとする。
- ⑨ 警備機器の設置については、別紙位置図のとおりとする。なお、設置に際し、問題がある場合は双方協議のうえ、場所を変更できるものとする。
- ⑩ 設置した警備機器が故障した場合は、遅滞なく交換するものとする。
- ⑪ 契約期間中、甲の責めに帰すべき事由により、乙の設置した警備機器を毀損・紛失した場合は、その実費は甲の負担とする。

- ⑫ 契約期間終了後、または中途解約時において、警備機器の撤去にかかる経費は乙の負担とする。

8. その他

- ① リスクの分担については。別紙リスク分担表のとおりとする。
- ② 業務の遂行上、この仕様書に疑義を生じたときは甲、乙協議して解決するものとする。
- ③ 乙は、業務の全部を一括して、又は指定したる主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。また、乙は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは甲の承諾を得なければならない。
- ④ 業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害についての損害賠償限度額は、1 事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10 億円とする。

別紙「リスク分担表」

リスクの種類	内 容	甲	乙
法令などの変更	乙が行う業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止	協議事項	
施設・設備の損傷	業務上の瑕疵による施設・設備等の損傷		○
	上記以外による施設・設備等の損傷	協議事項	
債務不履行	甲の契約内容の不履行	○	
	乙による業務及び契約内容の不履行		○
損害賠償	業務上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
	施設・設備等の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	

別 紙「防犯カメラ・モニター仕様書」

防犯カメラ・モニター仕様書

受注者は、次の仕様書に基づき防犯カメラ・レコーダー・モニターの設置を行うこととする。

1. 機器の仕様及び数量

(1) 防犯カメラ 3 台

- ・設置個数内訳：尾鷲市役所本庁舎（以下、本庁舎という。） 2 台
尾鷲市防災センター（防災センターという。） 1 台
- ・カメラの構造は屋内ドーム型とし衝撃に対しても壊れにくい構造とする。
- ・有効画素数は、200 万画素以上とする。
- ・昼夜を問わず人物等が判別できる性能を有し、カラー画像（夜間は白黒でも可）を撮影することが可能であること。

(2) ハードディスクレコーダー 2 台

- ・設置個数内訳：本庁舎 1 台
防災センター 1 台

※以下に記す仕様はハードディスクレコーダー 1 台についてのものとする。

- ・記憶容量 2TB 以上
- ・映像の記録が 30 日以上記録可能なもの

(3) モニター 2 台

- ・設置個数内訳：本庁舎 1 台
防災センター 1 台
- ・上記のレコーダーに対応した 20 インチ以上の液晶ディスプレイとする。

(4) その他記録用カメラシステムの設置・運用に必要な機材

2. 設置箇所（別紙図面（位置図）参照）

- ・防犯カメラ設置箇所：本庁舎 1 F 2 台
防災センター 1 F 1 台
- ・レコーダー・モニター設置場所
本庁舎：1 階受付もしくは宿直室。
防災センター：2 階事務室

3. 設置作業内容

- ・指定場所に防犯カメラ及び関連機器の設置を行い、各カメラの映像をレコーダー・モニターで録画・監視できるようにすること。
設置にあたっては、担当者の指示により設置、監視状態、作動試験等の

確認調整を行うこと。

- ・監視カメラ作動に必要な通線を行うこと。通線経路に支障がある場合は、担当者と調整のうえで作業を行うこと。
 - ・作業は原則として閉庁日に行うこと。ただし、担当者が平日の作業を必要と認めて許可した場合はこの限りではない。
4. その他
- ・仕様書に定めのない事項が発生した場合は、双方協議の上で決定する。

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。